

学術大会長に関する細則

平成23(2011)年11月12日 理事会制定

平成30(2018)年12月1日 理事会改定

第 1 条 会長は、理事会の決議を経て、公益社団法人日本医学物理学会（以下「本会」という）の学術大会及びそれに付随する諸会議開催のため、学術大会長を委嘱することができる。

2 本会の学術大会に関することは、定款による以外は、この細則による。

第 2 条 学術大会長は学術大会を主宰する。

第 3 条 学術大会長は、実行委員会とプログラム委員会を置くことができる。

第 4 条 実行委員会は、学術大会の準備及び運営を行う。

第 5 条 プログラム委員会は、学術大会のプログラム編成を行う。

第 6 条 学術大会長は、大会終了後速やかに、理事会に対して大会開催報告書を提出するものとする。

第 7 条 この細則の改正は、理事会の決議により行われる。